

人生の最終段階における適切な意思決定支援に関する指針

2025 年 5 月19日

1. 人生の最終段階における医療・ケアの基本方針

人生の最終段階を迎える患者が、その人らしい最期を迎えられるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、医療・ケアチーム で、患者とその家族等に対して、適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を尊重し、医療・ケアを提供することに努めます。

2. 「人生の最終段階」の定義

人生の最終段階とは、最善の医療を尽くしても、回復の見込みがない状況や、症状が進行性に悪化し食い止められず、死期を迎えると判断される期間です。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者本人が医療・介護従事者から構成される医療・ケアチーム と十分な話し合いを行い、患者本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めことが最も重要です。
- (2) 患者本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いを繰り返し行います。
- (3) 患者本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。この話し合いに先立ち、本人は 特定の家族等を自らの意思を推定するものとして前もって定めておくことを支援します。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としません。
- (7) このプロセスにおいて、話し合った内容は、その都度文書にまとめ、診療録に記載しておきます。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定について

(1) 患者さんの意思の確認ができる場合

- ・患者の状態に応じた医学的検討、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。その上で、患者または家族と医療チームと話し合い、患者の意思決定に基づき、医療・ケアの方針の決定を行います。

- ・時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者本人の意思が変化しうるものであることから、医療チームにより、適切な情報の提供と説明がなされ患者本人が自らの意思を伝えることができるような支援を行います。この際、患者が自らの意志を伝えられない状態になる可能性もあるため、家族等も含めた話し合いを繰り返し行っていきます。

- ・話し合いのプロセスや方針について分かりやすく文章にまとめ、診療録に記載します。

(2) 患者さんの意思が確認出来ない場合

- ・ご家族が患者さんの意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご家族と相談のうえで、患者さんの病態に応じた適切な医療・ケアを提供します。

- ・家族等が患者本人の意思を推定できない場合には、患者本人に代わるものとして家族等と十分に話し合う。家族等がいない場合及び家族等が医療チームに委ねる場合は、医療チームの中で本人にとって最善な方法を慎重に検討する。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、繰り返し話し合っていきます。

- ・話し合いのプロセスや方針について分かりやすく文章にまとめ、診療録に記載します。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアについて合意が得られない場合

- ・ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合

等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の物を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことがあります。

参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスにおけるガイドライン

厚生労働省 2018 年 3 月改訂